

設 立 趣 意 書

スポーツを行うことは、万人の基本的権利であり、障害者にもその機会は平等に保障されなければなりません。障害者にとってスポーツは身体的・精神的・社会的な効果をもたらしますが、いずれの効果も障害者の生存・自立・発達といたったより基本的なニーズに根差す重要なものであります。

また、障害者はスポーツに参加することを通じて、人間的平等・障害の克服・発達の保障などの機会となることを切実に願っております。このため、障害の程度や軽重を問わず、すべての障害者がスポーツ活動に参加できる条件を整えなければならないものです。

昭和60年6月、京都市社会福祉審議会、同児童福祉審議会からの「障害者スポーツの在り方について」の答申は、以上のような考え方を基本に、特に在宅の重度障害者、精神薄弱者に焦点をあてて、スポーツ参加の現状と問題点を分析し、発展のための方策と具体的な推進方法、当面必要とされる障害者スポーツセンターの機能等について基本的な考え方を示したものです。

この答申を受け、京都市の障害者がスポーツを通じて、その全面的発達と健康の増進を図り、豊かな生活が享受できるよう、心身障害者のスポーツ指導と指導者の養成、心身障害者の更生のために必要な生活・その他の相談・指導等を中心になって積極的に行っていくために「財団法人京都市障害者スポーツ協会」を設立し、京都市障害者スポーツセンターの管理及び運営の受託とあわせ、障害者の健康を図り、障害者の福祉の向上に貢献しようとするものです。